# 第９回第１農地部会議事録

日　　　　　時　　平成２７年９月１７日（木）午前１０時００分

場　　　　　所　　津市芸濃庁舎　２階　中会議室３・４

出席部会委員　　1 池田（いけだ）　長義（ながよし）・2 太田（おおた）　義政（よしまさ）・3 森（もり）　恒利（つねとし）・5 青木（あおき）　正司（しょうじ）<br>
6 赤塚（あかつか）　薫（かおる）・7 伊藤（いとう）　征一（せいいち）・9 大田（おおた）　武士（たけし）・10 奥山（おくやま）　勘五郎（かんごろう）<br>
13 丹羽（にわ）　芳久（よしひさ）・14 前田（まえだ）　紀男（のりお）・15 杉谷（すぎたに）　正美（まさみ）・16 田中（たなか）　茂人（しげと）<br>
22 中林（なかばやし）　長一（ちょういち）・23 平井（ひらい）　秀次（ひでつぐ）・43 後藤（ごとう）　勝（かつ）・48 前川（まえかわ）　正次（まさつぐ）<br>
以上１６名

欠　席　委　員　　20 中川（なかがわ）　文博（ふみひろ）

出席部会員外委員　　会長　守山　孝之

議　　　　　長　　第１農地部会長　伊藤　征一

事 務 局 職 員　　奥野事務局長・鈴村次長・竹田主査

総　合　支　所　　河芸：服部主査　美里：小林主幹　安濃：北角担当主幹<br>
芸濃：清水主査　香良洲：中山担当副主幹

議事録署名者　　3 森（もり）　恒利（つねとし）・23 平井（ひらい）　秀次（ひでつぐ）

事　　　　　項

報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知について<br>
報告第２号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について<br>
報告第３号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出について<br>
報告第４号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について（所有権移転）<br>
報告第５号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について（賃貸借権）<br>
報告第６号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について（使用貸借）

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）<br>
議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について（農業委員会許可）<br>
議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）<br>
議案第４号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）<br>
議案第５号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）<br>
議案第６号　非農地証明願について<br>
議案第７号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農地利用集積計画の決定について（別冊）

# 議　事　の　大　要

| | |
|---|---|
| 議　　長 | それでは、第9回第１農地部会を開催させていただきます。<br>本日の欠席は中川委員、１名でございます。出席委員は１６名です。<br>それでは、議事録署名者を私のほうからご指名をさせていただきます。<br>３番　森委員、２３番　平井委員、よろしくお願いいたします。<br>まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。１号から６号まで、事務局から一括してよろしくお願いします。 |
| 事 務 局 | それでは、議案書の１ページ、２ページのほうをお願いいたします。<br>報告第１号　農地法第１８条第６項の規定による通知についてでございます。<br>番号１から１６で、２ページになりますが、合計で件数は１６件、合計面積は田で３万１，７６１㎡でございます。<br>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約をしたものであります。<br>次に、３ページから７ページのほうをお願いいたします。<br>報告第２号　農地法第３条の３第１項の規定による届出についてでございます。<br>番号１から１０で、７ページになりますが、合計で件数は１０件、面積は５９，８１３．６２㎡で、その内訳としまして田が３９，６１７㎡、畑が２０，１９６．６２㎡でございます。<br>これらにつきましては、相続の届出でございます。<br>なお、現況地目が宅地になっているところにつきましては、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導をさせていただいております。<br>次に、８ページをお願いいたします。<br>報告第３号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出についてでございます。<br>番号１、共同住宅用地、番号２、駐車場及び小屋用地、番号３、駐車場用地、この３件で、合計面積は１，９９０㎡。このうち田が１，６４４㎡、畑が３４６㎡でございます。<br>９ページをお願いいたします。<br>告第４号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について（所有権移転）でございます。<br>番号１及び番号２、分譲住宅用地、番号３、貸駐車場用地、番号４及び番号５、分譲住宅用地、番号６、一般個人住宅用地、番号７、一般個人住宅用地及び駐車場用地、番号８、一般個人住宅用地<br>以上、件数は８件で、合計面積は９，６６３㎡。この内訳は田が８，９２９㎡、畑が７３４㎡でございます。<br>１０ページをお願いいたします。<br>報告第５号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。<br>番号１、これは津市防災物流施設建築工事のための一時転用で、工事関係者駐車場用地の１件です。合計面積は田で９１５㎡でございます。 |

１１ページをお願いいたします。

報告第６号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号１、一般個人住宅用地、番号２、太陽光発電施設、駐車場及び管理用地の２件で、合計面積は畑で１，１７４㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議　　長　　事務局より説明があったとおりでございます。それでは、議案事項に入ります。

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局　　それでは、議案書１２ページをお願いいたします。

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号１、地区　高野尾、受人　________、面積　１１，１６０㎡、渡人________、面積　２７４㎡、申請地　高野尾町鯛本________、台帳地目・現況地目とも畑、面積　２７４㎡です。

これにつきましては、受人は、労力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号２、地区　黒田、受人　________、面積　４万２，１７８㎡、渡人________、面積　１３，３９６．２３㎡、申請地　河芸町三行高城________、台帳地目・現況地目とも田で、面積　１８５㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は２件、合計面積は、４５９㎡、この内訳としまして、田が１８５㎡、畑が２７４㎡でございます。

いずれの案件も、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　事務局の説明が終わりました。

それでは、地元委員さんの意見を伺います。

１番、高野尾。

赤塚委員　　６番、赤塚です。この３条申請の受人と渡人は兄弟関係でございます。渡人はもう８８歳になっておるということで、弟さんに譲るということです。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議　　長　　２番、黒田。

丹羽委員　　１３番、丹羽ですけれども。事務局の説明のとおりで問題はないと思いますので、よろしくお願いをします。

議　　長　　地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員　　＜一同　異議なし＞

議　　長　　ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第１号については許可をすることに決定をいたします。
　次に、議案第２号　農地法第４条の第１項の規定による許可申請について（農業委員会許可）事務局のご説明をお願いいたします。

事 務 局　　それでは、１３ページをお願いいたします。
　議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。
　番号１、地区　草生、申請者　（亡）＿＿＿＿相続人代表＿＿＿＿、申請地　安濃町草生野端＿＿＿＿、台帳地目・現況地目とも畑で、面積　９１７㎡外２筆で、合計面積　３，１５７㎡です。
　これにつきましては、申請地を機械部品の製造工場、社屋、駐車場用地とするものです。農地区分は、第２種農地と判断されます。
　件数はこの１件で、合計面積は、畑で３，１５７㎡でございます。
　この案件につきまして、農地法第４条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
　以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　はい、ありがとうございました。
　事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんのご意見を伺います。
　１番、草生。

平井委員　　２３番、平井です。事務局の説明どおりでございます。場所につきましては、安濃町の＿＿＿＿の近くで、＿＿＿＿の交差点のところ、その交差点の山側と海側に分かれた土地でございます。何ら問ございませんので、よろしくお願いいたします。

議　　長　　地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員　　＜一同　異議なし＞

議　　長　　はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第２号については許可をすることに決定をいたします。
　次に、議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局　　それでは、１４ページをお願いいたします。
　議案第３号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号１、地区　安東、受人　________、渡人　________外１名、申請地　安東町小川________、台帳地目・現況地目とも畑で、面積　５１４㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は３８６．４㎡、転用面積の７５．２％に当たります。農地区分は、第３種農地と判断されます。

番号２、地区　明、受人　________、渡人　________、申請地　芸濃町中縄仲小路________、台帳地目・現況地目とも畑で、面積　３３０㎡。

これにつきましては、受人は渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第２種農地と判断されます。

番号３、地区　安西、受人　________、渡人　________、申請地　芸濃町岡本赤坂________、台帳地目　田、現況地目　雑種地、面積　５８㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、通路及び農作業用地とするものですが、既に工事が完了しておりまして、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第２種農地と判断されます。

番号４、地区　安西、受人　________、渡人　________、申請地　芸濃町小野平広垣内________、台帳地目・現況地目とも畑で、面積　５６８㎡外１筆で、合計面積　８９１㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は４９８．１５㎡で、不整形地であるということで転用面積の５５．９％になります。農地区分は、第２種農地と判断されます。

番号５、地区　辰水、受人　農事組合法人________理事________、渡人　________、申請地　美里町高座原中瀧________、台帳地目　田、現況地目　宅地、面積　４８２㎡。

これにつきましては、平成１８年１２月に使用貸借権の設定で農地法第５条の許可を受けられておりますが、農業用倉庫を建築するということで許可を受けられておりますが、このたび所有権の移転登記をするため、改めて申請をされております。農地区分は、第２種農地と判断されます。

番号６、地区　草生、受人　________、使用人　株式会社________代表取締役________、渡人　________、申請地　安濃町草生板カス________、台帳地目・現況地目とも畑で、面積　４０６㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、通路及び資材置場用地として、株式会社________に貸し付けるものです。農地区分は、第２種農地と判断されます。

番号７、地区　村主、受人　________、渡人　________、申請地　安濃町今徳山出________、台帳地目・現況地目とも畑で、面積　４６１㎡。

これにつきましては、受人は渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第２種農地と判断されます。

番号８、地区　村主、受人　________、渡人　________、申請地　安濃町川西廣美________、台帳地目　田、現況地目　畑、面積　１８３㎡。

これにつきましては、受人は渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第２種農地と判断されます。

番号９、地区　安濃、受人　________、渡人　________、申請地　安濃町安濃柱________、台帳地目　田、現況地目　宅地、面積　３８㎡外２筆、合計面

積　４１４㎡。
　これにつきましては、受人は渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅、駐車場及び進入路用地とするものです。昭和２８年ごろから、居宅や物置の一部として既に利用されておりまして、渡人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第２種農地と判断されます。
　以上、件数は９件、合計面積は３，７３９㎡、この内訳は、田が７６１㎡、畑が２，９７８㎡でございます。
　いずれの案件につきましても農地法第５条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
　以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺います。
　それでは、１番、安東。

太田委員　　２番、太田です。１１日に北部委員の方に現地を確認していただきました。問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

議　　長　　２番、明。

杉谷委員　　１５番、杉谷。周辺は住宅用地でございまして、周りに住宅が建っておりまして、下水道も完備されておるところでございますので、何ら問題がないと思います。よろしくお願いをいたします。

議　　長　　３番、４番、安西。

田中委員　　１６番、田中です。この案件、奥に小屋が建っており、それの通路用地として利用しようとするものでございまして、問題がなかろうと思っておりますので、よろしくお願いします。
　４番です。________さんはご高齢で、沢山の畑をお持ちですが管理をしていけないと言うことです。よろしくお願いしたいと思います。

議　　長　　５番、辰水。

事 務 局　　議長、本日、中川委員欠席されておりまして、事前に問題ないという連絡をいただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議　　長　　わかりました。
　６番、草生。

平井委員　　２３番、平井です。６番、７番、８番につきまして説明させていただきます。事務局の説明どおり何ら問題ございませんので、よろしくお願いします。

議　　長　　９番、安濃。

中林委員　　２２番、中林。ただいま事務局より説明がありましたとおりでございますの

で、許可することに問題はありません。

議　　長　　地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員　　＜一同　異議なし＞

議　　長　　はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第３号については許可をすることに決定をいたします。

　次に、議案第４号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局　　それでは、１５ページと１６ページのほうをお願いいたします。

　議案第４号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

　番号１、地区　黒田、借人　株式会社＿＿＿＿代表取締役＿＿＿＿外１社、貸人　＿＿＿＿、申請地　河芸町三行高城＿＿＿＿、台帳地目、現況地目とも田、面積　７０２㎡。

　これにつきましては、借人は、貸人との間で３１年間の賃貸借権を設定し、申請地を＿＿＿＿用地とするものです。

　農地区分は、第２種農地と判断されます。

　番号２、地区　椋本、借人　＿＿＿＿株式会社代表取締役社長＿＿＿＿、貸人　＿＿＿＿、申請地　芸濃町椋本菖蒲谷＿＿＿＿、台帳地目　田、現況地目　雑種地、面積　３０８㎡外１０筆で、合計面積　４，０５４㎡です。

　これにつきましては、借人は、貸人と２０年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

　パネル設置面積は、２，０３７．３７㎡、転用面積の５０．３％に当たります。

　なお、申請地は平成２０年１０月ごろから、駐車場とか残土置き場に利用されておりまして、貸人のほうから始末書の提出があります。農地区分は、第２種農地と判断されます。

　番号３、地区　明、借人　＿＿＿＿、貸人　＿＿＿＿、申請地　芸濃町中縄仲小路＿＿＿＿、台帳地目・現況地目とも畑で、面積　６８４㎡外１筆で、合計面積　１，３９７㎡。

　これにつきましては、借人は、貸人と２０年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

　パネル設置面積は、５５３．５㎡、転用面積の３９．６％に当たります。農地区分は、第２種農地と判断されます。

　番号４、地区　草生、借人　＿＿＿＿、貸人　＿＿＿＿、申請地　安濃町草生清水田＿＿＿＿、台帳地目・現況地目とも田で、面積　８２５㎡。

　これにつきましては、借人は、貸人と２０年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

　パネル設置面積は、４９８．１５㎡、転用面積の６０．４％に当たります。農地区分は、第２種農地と判断されます。

　番号５、地区　草生、借人　＿＿＿＿、貸人　＿＿＿＿外１名、申請地　安濃町安部イザナギ＿＿＿＿、台帳地目・現況地目とも田で、面積　２３８㎡外

３筆、合計面積４５４㎡。
これにつきましては、借人は、貸人と２０年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、３５４．２㎡、転用面積の７８％に当たります。農地区分は、第２種農地と判断されます。
以上、件数は５件で、合計面積は７，４３２㎡、このうち田が５，０１８㎡、畑が２，４１４㎡でございます。
いずれの案件につきまして、農地法第５条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議　　長　　はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。
地元委員さんのご意見を伺います。
それでは、１番、黒田。

丹羽委員　　１３番、丹羽です。________に抜けて行く交差点のところで、もう若干荒地化をしています。１号議案の第２号と同じ人で、もう片一方を賃借して、片一方を農家に所有権移転ということで処理をしたということでよいと思いますので、よろしくお願いします。

議　　長　　２番、椋本。

田中委員　　１６番、田中です。大がかりな現場確認をしていただきました。何ら問題がなかろうという結論に至っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議　　長　　３番、明。

杉谷委員　　１５番、杉谷。これは片方が畑で、もう片方は雑木が生えておるようなところでありまして、何ら問題がございませんので、よろしくお願いをいたします。

議　　長　　はい、ありがとうございました。

平井委員　　２３番、平井です。草生は、４番と５番の２つです。場所はもう接近しております。事務局の説明のとおり何ら問題ございませんので、よろしくお願いします。

議　　長　　それでは、地元委員さんは異議のない旨の発言がございましたので、皆さん、いかがなもんでございましょうか。

部会委員　　＜一同　異議なし＞

議　　長　　はい、ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第４号については許可することに決定をいたします。
次に、議案第５号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について（農

業委員会許可・使用貸借）事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局　　それでは、議案書の１７ページになります。
議案第５号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。
番号１、地区　安濃、借人　________、貸人　________、申請地　安濃町太田南________、台帳地目・現況地目とも田で、面積　２１８㎡です。
これにつきましては、借人は、貸人と２０年間の使用貸借権を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第２種農地と判断されます。
件数はこの１件で、この案件につきましては、農地法第５条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。
地元委員さんのご意見を伺いいたします。
１番、安濃。

中林委員　　２２番、中林。ただいま事務局より説明がありましたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議　　長　　はい、ありがとうございました。皆さん、いかがなもんでございましょうか。

部会委員　　＜一同　異議なし＞

議　　長　　ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第５号については許可をすることに決定をいたします。
次に、議案第６号　非農地証明願について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局　　１８ページをお願いいたします。
議案第６号　非農地証明願についてでございます。
番号１、地区　高野尾、願出者　________外１名、申請地　高野尾町中町________、台帳地目　畑、現況地目　宅地、面積　６１１㎡外２筆で、合計面積　６４３㎡です。
これにつきましては、固定資産課税台帳記載事項証明書によりまして、大正１３年から昭和５５年にかけて、住宅が建築されていることが確認できます。
このことから、申請地は農地以外の用に供され、２０年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第３条第１項第２号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。
件数はこの１件で、合計面積は畑で６４３㎡でございます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。
地元委員さんのご意見を伺います。
１番、高野尾。

赤塚委員　６番、赤塚です。１１日に事務局と地元委員で現地確認していただきまして、空き家になっておりますけれども、２０年以上も経過しているということで、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議　　長　地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがなものでございましょうか。

部会委員　<一同　異議なし>

議　　長　ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、第６号議案については証明することに決定をいたします。
次に、別紙でお配りしました、議案第７号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局　議案第７号　農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。
別冊の津市農用地利用集積計画のほうで、表紙の次のページになります、農用地利用集積計画地区別集計表のほうをごらんいただきたいと思います。
地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。
まず、津地区をごらんください。田の賃貸借で６，６６６㎡、畑の使用貸借で２，５８２．６４㎡、契約件数は１３件でございます。
河芸地区につきましては、田の賃貸借で６，０１４㎡、契約件数は３件でございます。
安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で２８，６２２㎡、畑の使用貸借で３，６１２．３９㎡、契約件数は８件でございます。
芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で１４，４２１㎡、畑の賃貸借、使用貸借で１，６６９㎡、契約件数は７件でございます。
美里地区、香良洲地区につきましては、今回集積はございませんでした。
以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせまして５５，７２３㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で７，８６４．０３㎡、合計契約件数は３１件で、合計面積は６３，５８７．０３㎡となっております。
次に認定農業者への集積状況でございます。
地区別の認定農業者への集積は、津地区で６件、河芸地区２件、安濃地区４件、芸濃地区１件で、合計１３件、合計面積が２６，８０２㎡でございます。
今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。皆さん、いかがなものでございましょうか。

| | |
|---|---|
| 部会委員 | ＜一同　異議なし＞ |
| 議　　長 | 　ありがとうございます。それでは、議案第７号について、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画の決定について、適正であると認め、市長に進達をすることにいたします。ありがとうございました。<br>　以上をもちまして本部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。<br>　以上をもちまして、第９回第１農地部会を終了させていただきます。<br><br>午前１０時３５分 |

上記は、第９回第１農地部会の議事を録したものである。

平成２７年９月１７日

議事録署名者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名者　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿